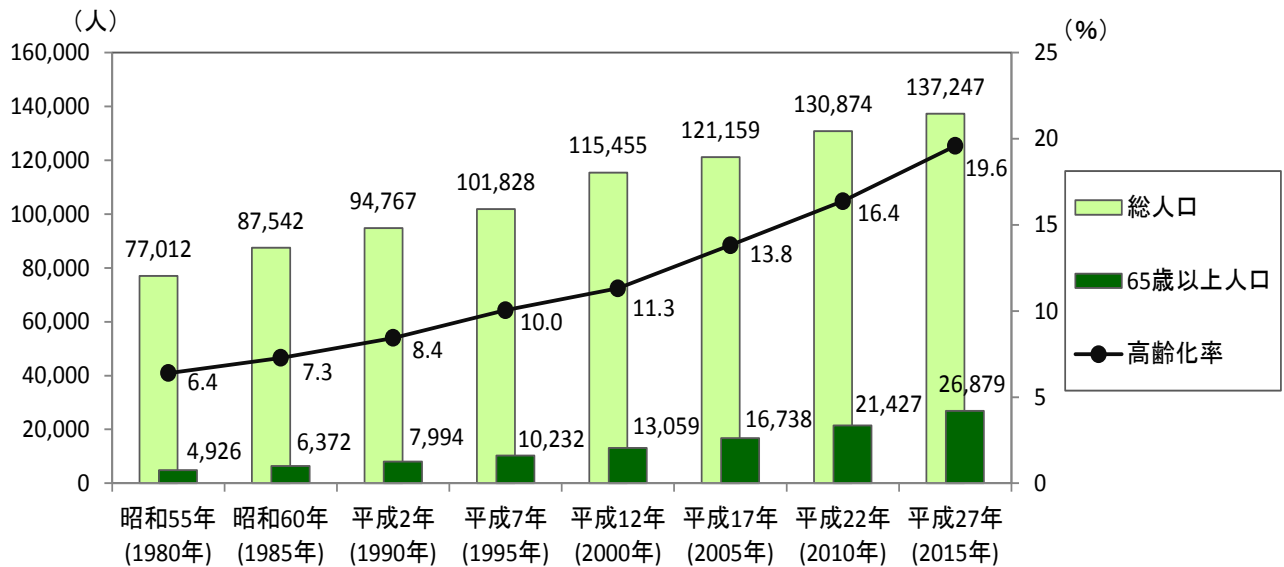


1. ◆◇本市の高齢者の状況◆◇

(1) 高齢者人口・高齢化の動向

国勢調査によると、平成 27 年 10 月 1 日現在の本市の 65 歳以上人口（高齢者人口）は、26,879 人で、高齢化率は 19.6%です。長期的に見れば、高齢者人口は増加し続けており、高齢化率が大きく上昇しています。

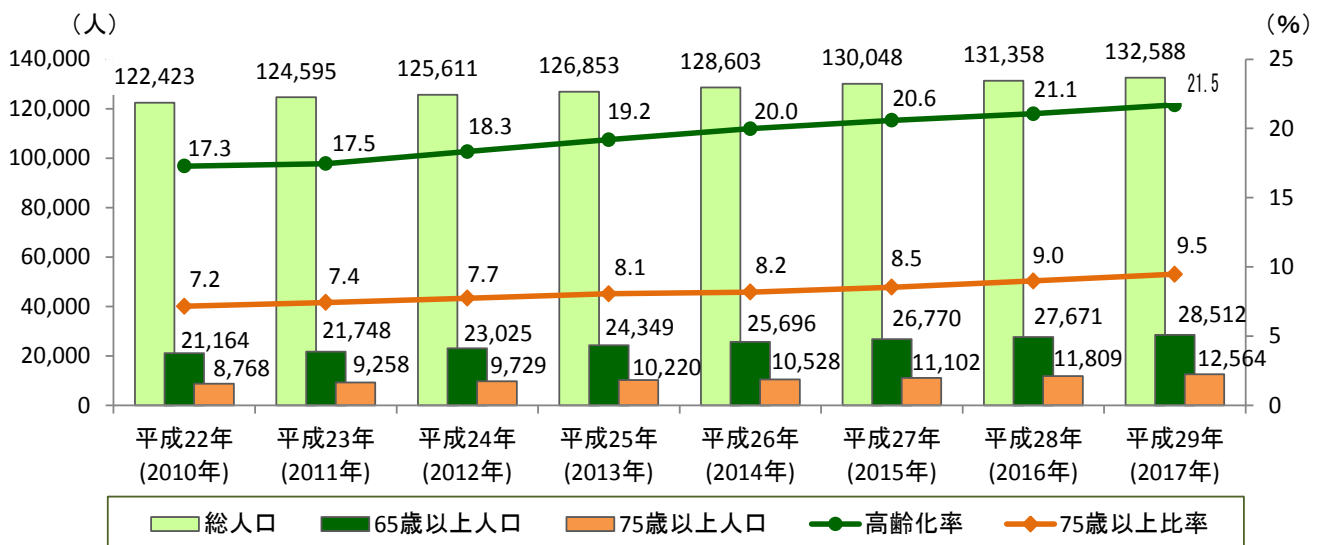
【高齢者人口および高齢化率の推移】



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

住民基本台帳による近年の人口推移を見ると、平成29年10月1日現在の高齢者人口は 28,512 人、高齢化率は 21.5%で、同じく高齢化の進展を示しています。

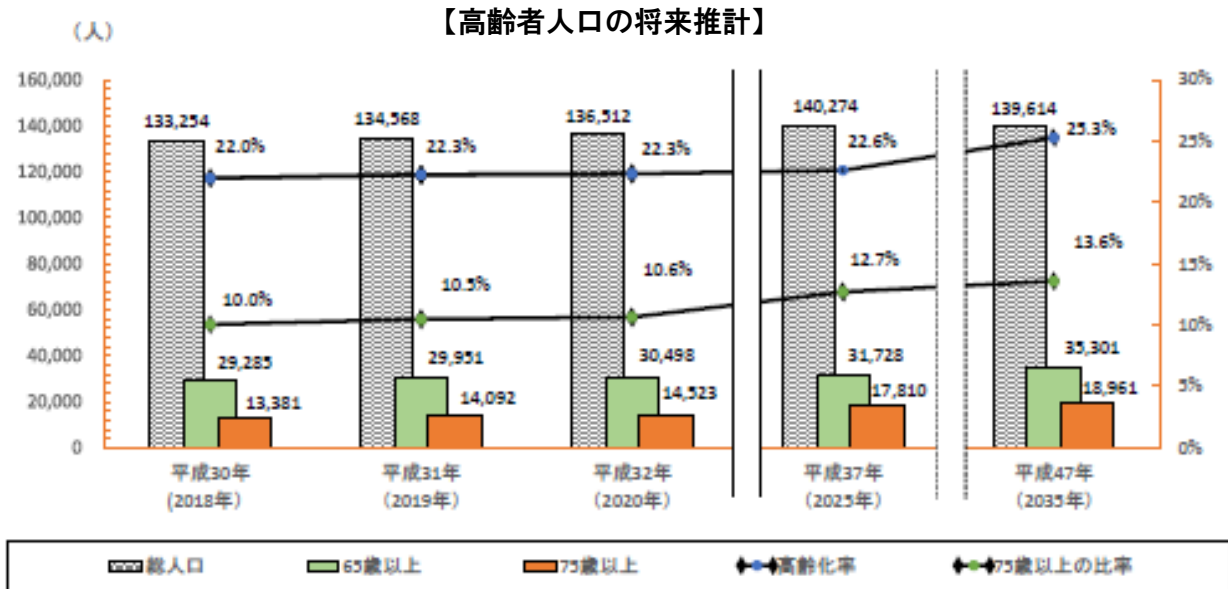
【近年の高齢者人口および高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

(2) 高齢者人口の将来推計

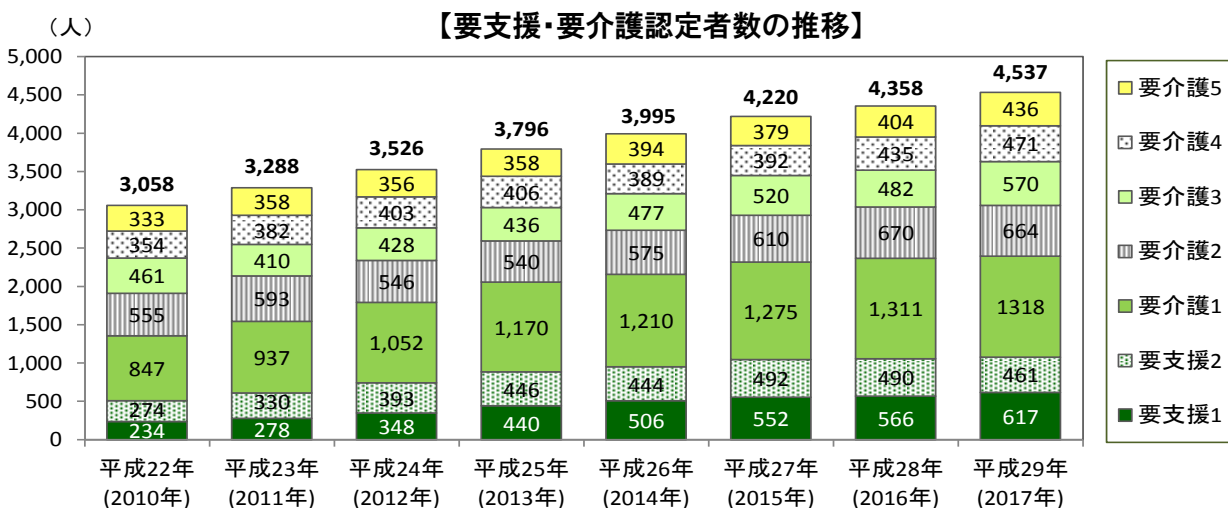
第7期計画期間（平成30～32年度）中も、本市の総人口、高齢者人口はともに増加し、高齢者人口は3万人を超えると見込まれます。なお、長期的な推計によれば、その後も総人口、高齢者人口はともに増加は続き、平成37（2025）年には、高齢者人口は3万1千人を超えると予測しています。



住民基本台帳に基づく人口(基準日3月31日の将来推計人口を算出)

(3) 要支援・要介護認定者数の動向

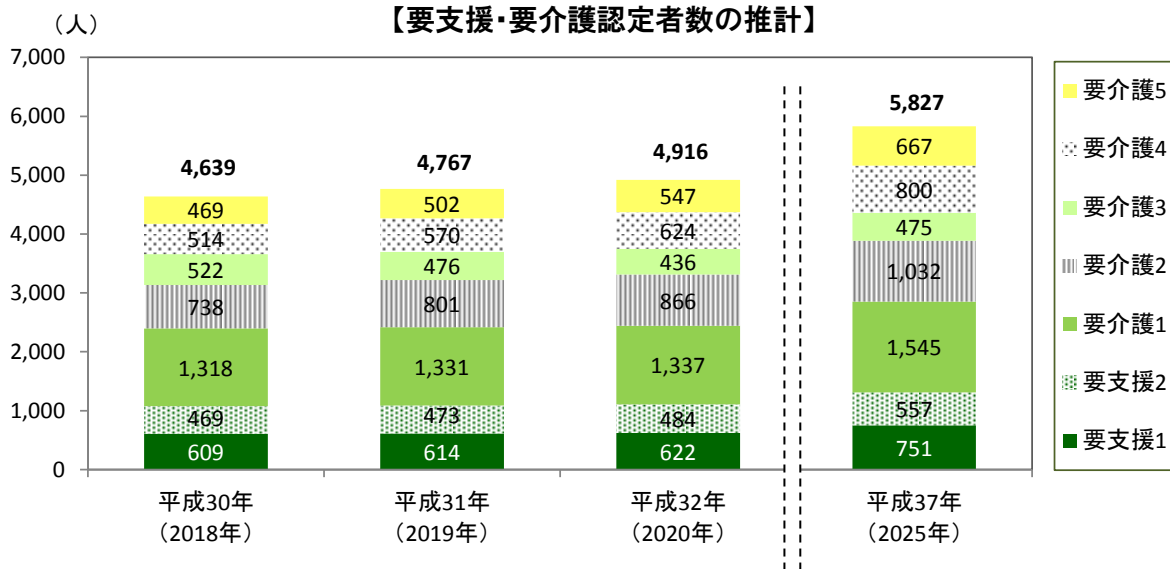
本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向で推移しています。要支援・要介護認定者数は、平成29年10月1日現在で4,537人となっており、この5年間で千人強の増加がみられます。内訳を見ると、介護予防サービスの対象である要支援認定者（要支援1・2）が1,078人、介護サービスの対象である要介護認定者（要介護1～5）が3,459人となっています。要支援・要介護度別では、要介護1が1,318人（構成比29.1%）と最も多くなっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

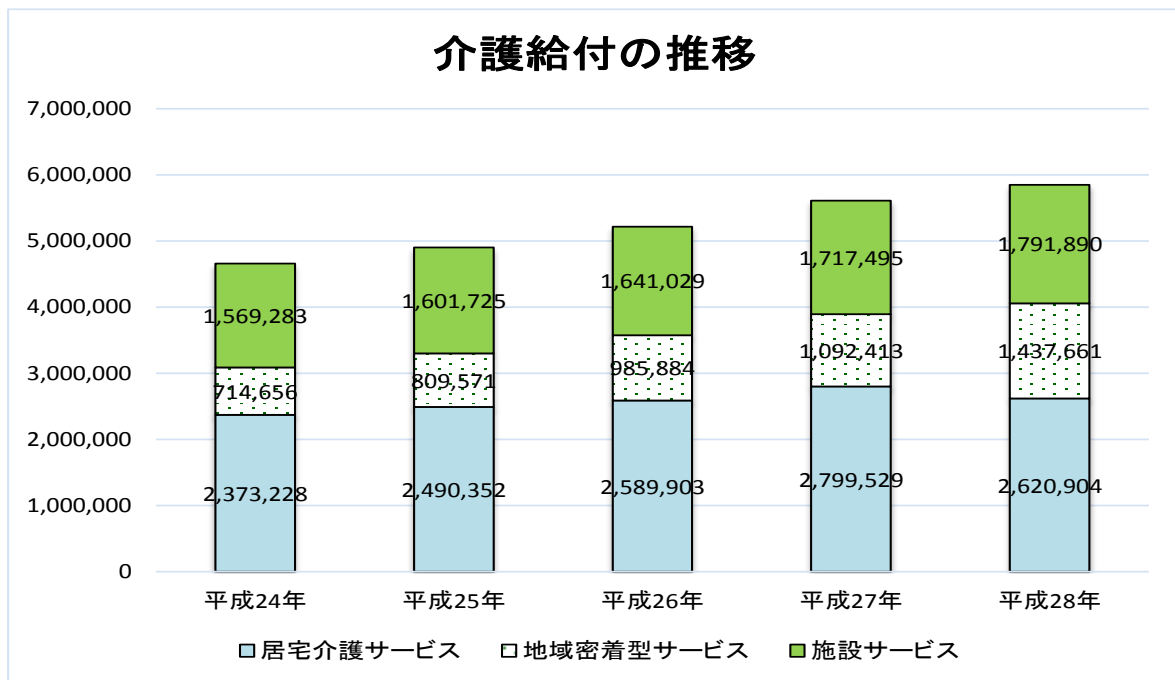
(4) 要支援・要介護認定者数の将来推計

計画期間である平成30～32年度において認定者数は増加が続き、平成32年度には4千9百人を超えるものと見込まれます。なお、長期的な推計によれば、その後も認定者数の増加は続き、平成37年には5千8百人を超えるものと想定されます。



(5) 介護給付の動向

本市の介護給付の状況は以下のとおりです。要介護認定者の増加に伴い、介護給付も増加しています。また、平成18年度に創設された地域密着型サービス（グループホームや小規模多機能型居宅介護など）が市内に定着し、広がりをみせていること、また、平成28年度に、新たなサービス類型として地域密着型通所介護が創設されたこと等に伴い、地域密着型サービスの給付額の割合が大きくなっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年度年報）

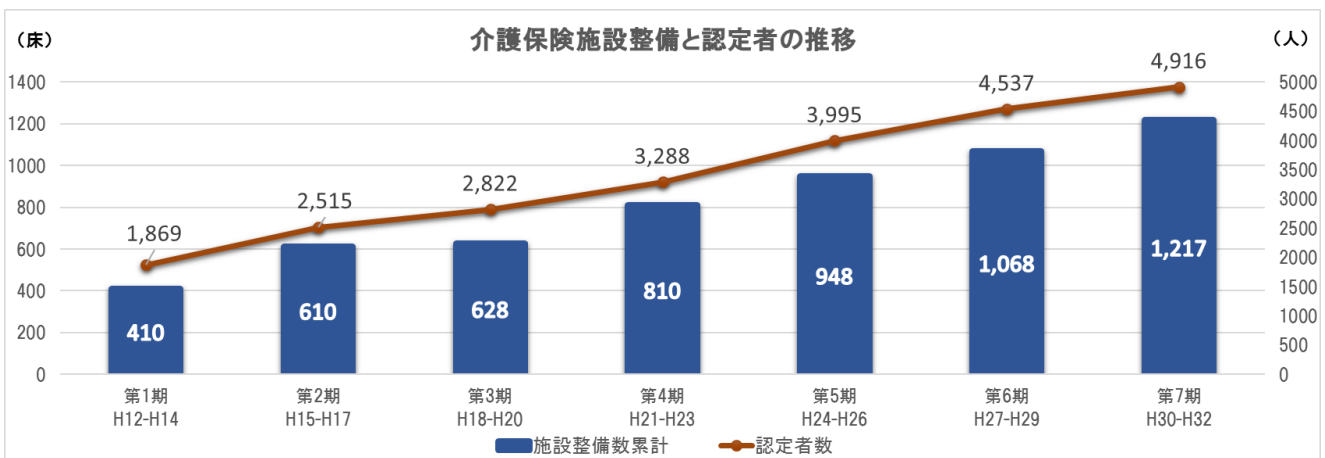
2. ◆◇第7期計画における介護保険施設の整備について◆◇

【概要】

本市では、草津あんしんいきいきプラン（草津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）に基づき、介護保険施設を計画的に整備してきたところです。

今後、高齢者人口はさらに増加していくことが見込まれ、高齢者が安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指し、地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要があります。

第7期計画においても、家庭や地域で支えられない高齢の待機者（要介護3～5）を解消するべく、引き続き必要な施設整備量を見込んでまいります。



【今回の施設整備方針】

本市では、これまで特別養護老人ホームの入所待機者の解消を念頭に施設整備を進めてきました。今般、国は、医療計画・介護保険事業計画の整合とともに「介護による離職者ゼロ」を目指すことを基本指針とし、県もこれに沿った考えを示してきたことから、第7期計画では、引き続き入所待機者の解消を念頭に、この指針の考え方も取り入れて施設整備量を見込みます。

(1) 平成29年4月の本市の状況（事業状況報告から）

被保険者数	28,201人
認定者数	4,477人 (要介護3以上、1,444人)
居宅サービス受給者数（特定施設を除く）	2,695人
地域密着型サービス受給者数 (地域密着特養、グループホームを除く)	634人
特定施設受給者数	53人
グループホーム入居者数	125人
特別養護老人ホーム入居者数 (地域密着特養を含む)	501人 (うち地域密着特養125人)
介護老人保健施設入居者数	153人
介護療養型医療施設入居者数	72人

(事業状況報告による)

(2) 平成28年4月1日現在の本市の待機者数

市内の待機者数 全数	409人
うち自宅待機者数 要介護3~5	148人

(直近の滋賀県老人福祉施設入所者状況調査による)

(3) 施設整備量の見込み

厚生労働省が示す全国的なサービス見込み量の算出方針に従い、滋賀県から介護保険事業第7期計画のサービス見込みを行う上で、

- ①高齢化の進展による自然増
- ②療養病床機能転換に伴う新たな需要
- ③介護離職ゼロへの対応

を念頭に置いてサービス量を算出する旨の方針が示されました。

本市では、特別養護老人ホームの入所待機者を解消するため、国県の方針を踏まえ、①については本市の将来推計から算出し、②③については滋賀県が県内の市町に示した数字を採用し、施設整備の必要数を見込みました。

- ①高齢化の進展による自然増
・・・42人(市の将来推計から算出)
- ②療養病床機能転換に伴う新たな需要
・・・9人(県全体は122人)
- ③介護離職ゼロへの対応
・・・98人(県全体は1,461人)

草津市の将来推計見込みを踏まえ①②③の合計数である149人を必要人数と見込み、第7期計画における施設整備量を、150人分とします。

(4) 施設整備のサービス種別の検討

介護保険事業計画（草津あんしんいきいきプラン）で、整備計画数の明示を求められる施設・居住系サービスは以下のとおりです。

	サービス種別	サービス概要および課題
1	介護老人福祉施設 （広域型特別養護老人ホーム）	定員30人以上の特別養護老人ホーム。市民以外も入所ができる。
2	地域密着型介護老人福祉施設 （地域密着型特別養護老人ホーム）	定員29人以下の小規模な特別養護老人ホーム。市民のみが入所できる。ただし、施設規模が小さく経営が安定しないことから整備を希望する法人がほとんどいない。
3	介護老人保健施設	退院後、自宅に戻るまでに機能回復を行うための中間施設。基本的に入所期間は3ヵ月で待機者の解消にはつながらない。
4	介護療養型医療施設	医療依存度の高い人の受け入れが可能な施設であるが、平成35年度末までに廃止または介護医療院等への転換が求められており新規の整備はできない。
5	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	認知症の人が自分の持つ能力を発揮して、他の入居者と共同生活を営む事業所。すでに空床が発生している。
6	特定施設入居者生活介護 （介護付き有料老人ホーム）	住居と介護サービスの提供が一体となった有料老人ホーム。料金が高くなり、多くの待機者解消にはつながらない。

※2～6には、右欄のような課題があることから、確実に特別養護老人ホーム待機者の解消が期待できる、**1 介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）**の施設整備を行います。

3. ◆◇市町村特別給付事業について◇◆

◀◀市町村特別給付事業▶▶

市町村は、要介護者及び要支援者に対して、介護保険法で定められた給付以外に、条例で定めることにより、独自の市町村特別給付を実施することができます。ただし、その財源は第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の保険料を財源とすることとされています。

（介護保険法第62条）

〈現行の実施事業〉

サービス名	制度開始
支給限度額上乘せサービス	H22.10
ナイトデイサービス	H16.6

〈今回追加検討事業〉

おむつ支給サービス	新規
-----------	----



（1）すっきりさわやかサービス（おむつ現物支給）を特別給付に移行

【現況】

一般福祉施策（財源は一般会計）として、在宅の要支援・要介護者、および入院3か月以内の対象者におむつを現物支給（6000円分/月）を実施。

受給者の範囲の拡大、高齢化の進展に伴い利用者が増加し、事業費については、平成12年度の19,703千円から、平成28年度には73,413千円となっている。

〈実績〉

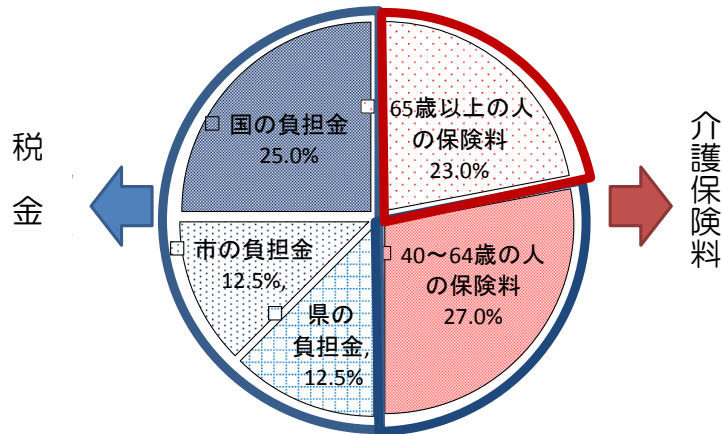
区分		平成12年度	平成28年度	
年間給付額（千円）		19,703	73,413	
市内認定者 （人）	要介護5・4・3		1,401	利用率 対認定者
	要介護2・1		1,983	
	計		3,384	
在宅利用 （人）	要介護5・4・3		747	53.3%
	要介護2・1		1,598	80.6%
			2,345	69.3%
登録者数 （人）	要介護5・4・3		575	41.0%
	要介護2・1		864	54.1%
			1,439	61.4%
利用者数 （人）	要介護5・4・3		428	57.3%
	要介護2・1		492	30.8%
			920	39.2%

【移行検討の趣旨】

介護保険の施設サービスでは、おむつにかかる経費が介護給付の対象となっている。サービスの均衡を保つため、在宅の要介護者が使用のおむつについて、介護者の負担軽減、衛生の向上を目的に、市独自の介護保険特別給付として実施する。

【本サービスの財源内訳】

- 第1号被保険者：事業費の23%※
- 公費（税金）：事業費の77%
- ＜介護保険の財源＞



【受給対象者の見直しについて】

要支援者が、平成30年度から完全に介護予防や自立支援に向けた総合事業に移行することから、おむつを必要としない生活に向けた介護予防を重視した支援に重点を移す。

また、施設系サービスは、おむつ給付が介護給付に算入されており、対象者は施設系サービスの利用ができる要介護認定者に限定されていることから、在宅の要介護1～5の人が自立した生活を継続するための支援とする。

なお、入院対象者は、介護と医療の併用不可であることから、引き続き一般会計から支出するものとする。

	現 行	変更後
対象者の考え方	介護予防・ 介護を要する高齢者	介護を要する高齢者
支給対象者	要介護5～1・要支援2～1 在宅・入院3箇月以内	要介護5～1 在宅・入院3箇月以内
支給内容	6,000円/月程度のおむつ	6,000円/月程度のおむつ
目 的	・要介護者の衛生の向上及び 介護者の負担軽減 ・介護予防、社会参加の促進	要介護者の衛生の向上及び 介護者の負担軽減

＜移行の時期＞

- 特別給付への移行時期 平成30年 4月
- 対象者縮小時期 平成30年10月

(2) 特別給付事業の継続（支給限度額上乗せサービス）

【事業概要】

在宅の認知症の要介護者に必要なサービスが提供されるよう、国の基準額に市独自に上乗せ基準額を設定

【継続の趣旨】

認知症高齢者は、H37年度には65歳以上高齢者の5人に1人と予測され、本市に置き換えると6,300人程度と見込まれている。重度の認知症高齢者が安心して在宅生活を継続するための制度であり、今後も必要なサービスであることから継続実施とする。

<実績>

	平成23年度	平成28年度
給付費	29,379,783円	42,506,649円
延べ利用者数	1,197人	1,594人 (実利用者数：292人)

(3) ナイトデイサービス事業の廃止検討（第8期より）

【事業概要】

通所介護において、通常時間帯を超え翌日のサービス開始までの時間帯にサービスを提供

<実績>

	平成16年度	平成28年度
給付費	2,976,480円	11,158,500円
サービス基盤 ()内は年間利用数	GH：4箇所（56） 認知症デイ2箇所（22） ショート5箇所（48） 広域特養3箇所（255） ()内合計：381件	GH：7箇所（123） 認知症デイ3箇所（36） 小規模多機8箇所（216） 看多機1箇所（29） ショート13箇所（103） 広域特養6箇所（515） 地密特養5箇所（126） ()内合計：1,148件
サービスの質	お泊りデイに対する統一的な基準なし。利用者が劣悪な環境におかれるおそれ	国のガイドライン制定 消防設備の設置義務化 介護保険者に対する届出義務

【廃止検討の趣旨】

制度開始当初は、介護保険でのショーツテイの提供が少なかったこと、また、事業所が介護保険外で提供していた、お泊りデイについては統一的な基準がなく、本市では、独自の特別給付事業として実施することで、サービスの質の確保を行ってきた。

一方、現在は、介護保険制度でのショーツテイ等のサービスを提供する基盤が充実してきたことや、平成27年度に、国のガイドラインが制定されるなど、サービスの質の担保が図られていることから、特別給付事業としての役割は終えつつあることから、本計画期間で廃止する。

<廃止の時期>

平成33年3月（第7期計画期間で終了）